

高松市監査委員告示第 1 1 号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 4 年 4 月 2 8 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和4年4月28日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成11年度

監査テーマ 行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	指摘	人材育成、特別会計への人件費負担、委託契約の事務改善をすべきもの（高松市スポーツ協会）	P42	創造都市推進局	スポーツ振興課	R4.3.31
2	指摘	施設運用効率、政策達成指標の開発、修繕費負担の基準、退職給与引当金の設定等を検討すべきもの	P49			

※公益財団法人 高松市スポーツ協会（旧財団法人 高松市スポーツ振興事業団。以下「高松市スポーツ協会」という。）

監査実施年度 平成12年度

監査テーマ 公営企業体としての高松市病院事業について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
3	指摘	外部委託化する基準を規定した基本方針を定めるべきもの	P18	病院局	みんなの病院事務局総務課	R4.3.30

監査実施年度 平成13年度

監査テーマ 公共施設の維持管理コスト分析

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
4	指摘	成果指標を定め、達成率による施設評価をすべきもの（スポーツ施設）	P119	創造都市推進局	スポーツ振興課	R4.3.31
5	指摘	中長期的視点での改築計画を作成すべきもの（スポーツ施設）	P119			
6	意見	事務事業評価指標として、使用料収入率（使用料収入÷管理運営費）の目標を設定する必要がある（スポーツ施設）	P119			
7	意見	民間との競合関係において確保すべき事項（料金、施設、サービス面での競争力）（スポーツ施設）	P119			
8	意見	市民利用の増大を図る必要がある（スポーツ施設）	P119			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成14年度

監査テーマ 財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
9	意見	施設運営等の民間委託を含めた再検討について（高松市スポーツ協会）	P93	創造都市推進局	スポーツ振興課	R4.3.31
10	意見	人件費の削減について（高松市スポーツ協会）	P93			
11	意見	滞留商品の取扱等について（高松市スポーツ協会）	P93			
12	意見	外郭団体の統廃合等による歳出削減について（高松市スポーツ協会）	P94			

監査実施年度 平成20年度

監査テーマ 公の施設の指定管理者制度について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
13	意見	経営改善のモニタリングの強化について（高松市スポーツ協会）	P63	創造都市推進局	スポーツ振興課	R4.3.31

監査実施年度 平成21年度

監査テーマ 出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
14	指摘	収入印紙は、決算時に残高を把握し、貸借対照表に計上すべきもの（高松市シルバー人材センター）	P101	健康福祉局	長寿福祉課	R4.3.18
15	意見	車両運搬具の必要台数の検討について（高松市シルバー人材センター）	P93、103			

※公益社団法人 高松市シルバー人材センター（旧社団法人 高松市シルバー人材センター。以下「高松市シルバー人材センター」という。）

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成23年度

監査テーマ 高松市のライフインフラとしての福祉

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
16	指摘	対象人員や事業報告書を検証するとともに、要件を満たしていないクラブへの助成には別途手続をすべきもの（老人クラブ助成）	P22	健康福祉局	長寿福祉課	R4.3.18
17	指摘	詳細な実施報告書の提出を求め、実施内容に基づき精算すべきもの（敬老の日行事）	P25			
18	指摘	生活保護世帯に対する事業の在り方を検討すべきもの（軽度生活援助事業）	P34			
19	指摘	税情報を適正に取り扱うべきもの（在宅福祉サービス助成事業）	P44			
20	指摘	生活保護世帯に対する事業の在り方を検討すべきもの（高齢者生きがいデイサービス事業）	P46			
21	指摘	入湯券の配布数に基づく現物管理と回収時の照合確認をすべきもの（温泉無料入湯券交付事業）	P59			
22	指摘	身体条件と介護状況の証明方法の見直しと偽りによる申請に対する罰則を設けることを検討すべきもの（在宅寝たきり高齢者・認知症高齢者介護見舞金）	P64			
23	指摘	緊急通報の実効性を保つため、身体状況や連絡先などの変化を定期的に確認すべきもの（高齢者緊急通報装置の貸与事業）	P69			
24	指摘	委託契約書を作成し、収支報告を受けるべきもの（老人いこいの家）	P79			
25	意見	対象者や施設などの意見を聞き、その在り方の検討を行うことについて（敬老の日行事）	P25			
26	意見	計画書を検証し、その結果を記録すること、ルール化することについて（敬老の日行事）	P26			
27	意見	敬老祝金の預かり印と領収書の回収管理について	P29			
28	意見	受取辞退者への対応について（敬老祝金）	P29、30			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
29	意見	訪問対象世帯の選定について（敬老祝金）	P31	健康福祉局	長寿福祉課	R4.3.18
30	意見	事業実施に当たってのクレームの整理、記録について（軽度生活援助事業）	P34			
31	意見	対象者の選定や配食実績の確認について（在宅福祉サービス助成事業）	P44			
32	意見	施設負担金の設定や実施状況の確認について（高齢者生きがいデイサービス事業）	P47			
33	意見	利用実績の照合について（高齢者生きがいデイサービス事業）	P47			
34	意見	支給停止に伴う返還請求について（紙おむつ支給）	P53			
35	意見	助成券の払出数量の照合と廃棄の際の承認について（高齢者福祉タクシー助成事業）	P57			
36	意見	対象者以外の入湯券の利用について（温泉無料入湯券交付事業）	P60			
37	意見	身体要件の見直しについて（在宅寝たきり高齢者・認知症高齢者介護見舞金）	P63			
38	意見	不正な受給もあることを前提とした運営体制作りについて（在宅寝たきり高齢者・認知症高齢者介護見舞金）	P66			
39	意見	高齢者に対する情報網構築に合わせて事業内容を検討することについて（高齢者緊急通報装置の貸与事業）	P69			
40	意見	消防への通報記録や顛末について月次報告を入手することについて（高齢者緊急通報装置の貸与事業）	P69			
41	意見	敬老祝金の廃止の検討について	P228			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ 高松市の関連諸団体

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
42	意見	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松第一高等学校PTA）	P144、292	教育局	高松第一高等学校	R4.3.31
43	意見	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松第一高等学校PTA）	P144、145 292			
44	意見	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松第一高等学校PTA）	P145、292			
45	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松第一高等学校PTA）	P148、292			
46	意見	見積合せについて、伝票と対応が容易にできるナンバリングの実施について（高松第一高等学校PTA）	P292			

監査実施年度 平成25年度

監査テーマ 高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
47	意見	ループしおのえの地元利用促進策検討について	P93	創造都市推進局	スポーツ振興課	R4.3.31

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
48	指摘	重要性分類Ⅰに該当する情報資産であるが、暗号化等を施して管理が行われていないことについて	P95	健康福祉局	長寿福祉課	R4.3.18
49	指摘	情報資産外部持出管理簿（様式第2-2号）が作成されておらず、代替できる記録等もされていないことについて	P96			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
50	指摘	情報セキュリティ管理者が、すべての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて	P97	健康福祉局	長寿福祉課	R4.3.18
51	指摘	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて	P97			
52	指摘	システムからプリンター出力された紙面帳票等に関して、プリンターに多量の帳票が出力された状態のままとなっており、出力後適時に回収していないことについて	P99			
53	指摘	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていないことについて	P100			

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ 高松市の外国籍の方に関連する政策

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
54	意見	多言語表示の表記程度や方法及び多言語対応に関する担当部署等の体制の構築を検討することについて	P35	創造都市推進局	観光交流課 都市交流室	R4.3.31
55	意見	教育・福祉などの行政施策の組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて	P51	財政局	納税課	R4.3.22

監査実施年度 令和2年度

監査テーマ 持続可能な財政運営

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
56	意見	計画とのかい離の理由を明確にし、実現可能な計画を策定することについて	P46	病院局	みんなの病院 事務局経営企画課	R4.3.28
57	意見	女木及び男木診療所の運営方法の検討について	P52	健康福祉局	国保・高齢者医療課	R4.3.24
58	意見	小中学校の設備工事に関する適正な情報発信について	P83	教育局	総務課 学校施設整備室	R4.3.30

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成11年度／行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	人材育成、特別会計への人件費負担、委託契約の事務改善をすべきもの（高松市スポーツ協会）	
指 摘 の 内 容	人材育成と人事評価に係る教育プログラムについて、事業団独自のものに加え、高松市の職場教育研修の活用も可能にし、体系的な教育システムが望まれる。また、人事評価においても、勤務評定、職務評価の仕組みの運用を定例化する必要がある。職能評価等の能力評価についても、今後導入する方向での検討が望まれる。 会計単位間の費用配分について、特別会計は収益事業に該当し、利益が生じた場合は法人税等の課税を生ずる。特別会計に対して人件費等の負担が行われていない場合もあるので、会計単位間の費用配分を検討する必要がある。 委託契約について、当事業団の契約手続は（財）高松市スポーツ振興事業団会計規程に定められているが、この規程に照らし実際の契約手続について、以下の問題があるので改善が必要である。 ①同会計規程第30条第1項第9号は「その他、理事長が認めるとき。」となっているが、決裁書に理事長印はなく、常務理事決裁となっているもの。 ②同会計規程第30条第1項第1号（ア）により随意契約との決裁が行われているが、この規定は200万円未満の業務委託に適用されるものであり、当該委託契約は該当しないもの。	
報告書該当 ページ	P42	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200011-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る高松市スポーツ協会については、次のとおり、適正に対応又は改善されていることを確認した。 （１）人材育成については、高松市スポーツ協会の設立当初より、専門技術や知識の習得を図るため、県内外で開催される講習・研修等に職員を派遣し、管理運営に必要な資格取得を行っているほか、平成12年度以降は、本市が行う研修にも参加している。 なお、人事評価については、「公益財団法人高松市スポーツ協会就業規則（昭和61年4月1日規則第1号）」に基づき、財団において、平成13年度から毎年度実施している。 （２）特別会計への人件費負担については、公益法人会計基準及び同基準の運用指針（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会公表）に基づき、平成24年度から、公益目的事業会計、収益事業会計及び法人会計の3会計に区分し、会計毎に、人件費、光熱水費、消耗品費等の各費用を、職員の従事割合や事業割合により配賦している。 （３）委託契約については、「公益財団法人高松市スポーツ協会処務規程（昭和61年4月1日規程第2号）」に定められた専決事項を遵守するとともに、「公益財団法人高松市スポーツ協会契約規程（平成30年12月20日規程第18号）」を定め、当規程に基づき、契約金額に応じて指名競争入札又は随意契約を行うなど、適切に対応している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成11年度／行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	施設運用効率、政策達成指標の開発、修繕費負担の基準、退職給与引当金の設定等を検討すべきもの	
指 摘 の 内 容	（２）施設運用効率 施設に係る使用料収入は高松市に帰属し、財団としては高松市より管理費実費相当額を委託費として収受する仕組みをとっている。従って施設運用効率については高松市に帰属した使用料収入と、団体に発生した経費との対応で判断する必要がある。さらに、施設の減価償却費及び施設取得（土地・建物）に際して発行した市債の償還支出（元本と支払利息）をあわせて分析する必要がある。（中略） また、施設運用効率について結果としての分析のみならず、目標値を定め目標と実績との対比分析も必要といえる。効率性の向上が一層望まれる。 （３）政策達成指標の開発 収支バランスよりも政策達成を重視した施設においては、施設運用効率を収入と支出のみにて分析するだけで不十分といえる。各施設の有する政策目標に対応した政策達成指標を明確に設定し、当該指標と実績との対比率により、達成度を判断する手法の開発も必要である。 （４）修繕費の負担 経常的に発生する軽微な修繕費については財団の負担としての支出といえるが、取替更新、資本的支出に該当する修繕などについて、高松市の支出となるのか、財団の支出となるのか、負担関係の基準がややあいまいな点がある。明確な基準づくりが必要である。（以下略） （６）退職給与引当金及び同積立金の設定 職員（主としてプロパー）の退職金支給に備えての引当金及び引当積立金の設定方針にバラツキがある。期末自己都合要支給額の100%引当が最良といえるが、各財団の職員の年齢構成、勤続年数、退職金支給額等に応じた引当水準を確保しておくのが望ましい。	
報告書該当 ページ	P49	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200011-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年3月31日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件指摘事項については、高松市スポーツ協会において、次のとおり、適正に対応又は改善されていることを確認した。 （１）施設運用効率及び政策達成指標については、施設利用者数の目標を設定している本市の方針に基づき、教室やイベントの開催、アンケートの実施などにより利用者数の増加に努めている。 （２）修繕費負担の基準については、平成18年度からの指定管理者制度導入に伴い、「高松市スポーツ施設の管理に関する基本協定」を締結し、管理業務に関する責任分担について、明確に定めている。 （３）退職給与引当金については、毎年度末における退職給付の債務に基づき、当該年度末に発生していると認められる額を計上することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成12年度／公営企業体としての高松市病院事業について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	外部委託化する基準を規定した基本方針を定めるべきもの	
指 摘 の 内 容	外部委託化についての基準、ガイドラインは無い。このため、どのような業務をいかなる理由で外部委託するのか、その際のコスト削減額はどの程度と見込まれるのか、デメリットは何か、等を総合的に検討する手順が規定されていない。 現在までのところは病院職員で行うことが困難な業務を外部委託しているが、外部委託が可能な業務となじまない業務を検討、分類し、可能な業務については委託化によるコスト削減効果を試算し、効果のあるものについては外部委託する、という内容の基本方針を定めることが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P18	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200012-1.PDF	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月30日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る業務の外部委託については、患者利便性の向上、業務の効率化及びコスト削減を図るため、必要があると判断した業務の委託化を推進しているが、病院事業においては、専門性の高い業務が多く、直営の場合と比較し、コスト削減の面を基準に委託化を決定するものではないことから、一律に方針を定め示すことは、病院事業運営上なじまないとの結論に至り、案件毎に委託化の検討や仕様書等の変更をすることで、適正に執行している。 なお、みんなの病院における令和4年度から3年間の複数年委託契約に当たっては、委託範囲及び仕様内容の見直し、複数業務の一本化等について、再度検討した上で、価格競争を行い、コスト削減を実現するなど、適正な事務処理を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	成果指標を定め、達成率による施設評価をすべきもの（スポーツ施設）	
指 摘 の 内 容	行政コストとしての効率管理が求められる。目標としての成果指標を明確に定め達成率による施設評価がより一層求められる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P119	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200113-3.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成20年度から事務事業評価において、施設の利用者数を成果指標に設定し、達成率による評価を毎年度実施することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	中長期的視点での改築計画を作成すべきもの（スポーツ施設）	
指 摘 の 内 容	施設の老朽化への対応として、施設環境整備のため中長期視点での改修・改築計画が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P119	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200113-3.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和元年度から、長期保全計画に基づき、計画的な修繕に努めるほか、指定管理者からの修繕要望や建築課による点検結果を踏まえて、中長期的視点での改修計画を作成した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成１３年度／公共施設の維持管理コスト分析					
区 分	意 見					
意 見 の 項 目	事務事業評価指標として、使用料収入率（使用料収入÷管理運営費）の目標を設定する必要がある（スポーツ施設）					
意 見 の 内 容	使用料収入率（使用料収入÷管理運営費）の目標設定とその向上が必要である。 <table><tr><td>高松市社会体育施設の使用料収入率</td><td>３４.９％</td></tr><tr><td>仏生山公園体育施設の使用料収入率</td><td>２９.１％（公園緑地課の需要費も含む）</td></tr></table>		高松市社会体育施設の使用料収入率	３４.９％	仏生山公園体育施設の使用料収入率	２９.１％（公園緑地課の需要費も含む）
高松市社会体育施設の使用料収入率	３４.９％					
仏生山公園体育施設の使用料収入率	２９.１％（公園緑地課の需要費も含む）					
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P119					
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200113-3.pdf					

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、平成18年度から、指定管理者制度を導入し、27年度からは利用料金制としたことから、利用料は指定管理者の収入となるため、事務事業評価における指標は、使用料収入率ではなく、施設利用者数にすることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	民間との競争関係において確保すべき事項（料金、施設、サービス面での競争力）（スポーツ施設）	
意 見 の 内 容	民間との競争関係において市の施設といえども確保すべき事項 ・料金面の競争力の確保 ・施設面の競争力の確保 ・サービス（マンパワー）面の競争力の確保	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P119	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200113-3.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、平成27年度から、利用料金制を導入し、指定管理者による料金・施設・サービス面での競争力の確保に努めることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	市民利用の増大を図る必要がある（スポーツ施設）	
意 見 の 内 容	行政サービスの一環としてのスポーツ施設の提供、即ち、幼児期から高齢期までの健康増進・体力づくり等、多様化し増大する地域住民のスポーツ活動に対するニーズに対応するためより身近なスポーツ施設の整備に努め、市民の利用の増大を図る必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P119	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200113-3.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、平成29年度に屋島競技場、30年度には、りんくうスポーツ公園及びヨット競技場といった身近なスポーツ施設の整備に努めた。 また、各種スポーツ大会やイベントの誘致を積極的に行うほか、指定管理者による各種スポーツ教室、イベント等を開催し、市民利用の増大を図っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成14年度／財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	施設運営等の民間委託を含めた再検討について（高松市スポーツ協会）	
意 見 の 内 容	民間施設では、ハード面でより多様な施設をもち、利用時間も22時まで営業している施設も多く、また継続利用者にとっては会員になれば使用料金も相対的に安くなることから、利用者が民間施設に流れており、そのことがプール使用者減少の原因の一つと考えられる。 プール施設に限らず、他のスポーツ施設についても同様のことが言えるが、各スポーツ施設に対する市民ニーズや立地条件、民間施設の参入状況等のそれらの施設を取り巻く環境は、設置時より相当変化していることも考えられる。 また、事業団が管理運営するスポーツ施設に対しは、平成13年度で7億3,700万円という多額の一般財源等負担額が試算されることから、各施設それぞれの特性、公益性、利用状況、市民ニーズ等を踏まえて、市でそれら施設を運営する意義について再度検討し、管理経費の面からみて有利であると考えられる場合、施設の運営等について民間への委託を含めて全面的に再検討すべきと考える。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P93	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/hokatsu2002.gai-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、平成18年度から、指定管理者制度を導入し、効率的な施設の管理運営に努めている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成14年度／財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	人件費の削減について（高松市スポーツ協会）	
意 見 の 内 容	事業団における人件費は最も多額な費目であり、かつ増加傾向であるため、当該人件費の削減が今後の課題となる。したがって、各施設の人員配置について、それぞれの施設の特性等を考慮した上で無人化又はボランティアの活用が可能かどうか、人を配置する必要がある場合でも必要以上の人員が配置されていないか、民間への業務委託が可能か否か、等の観点から全面的に再度見直しを行い、人件費の削減を検討すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P93	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/houkatsu2002.gai-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、平成18年度から、指定管理者において、非常勤嘱託職員、臨時職員等を活用し、施設ごとに弾力的な職員数の配置や見直しを行うなど、人件費の削減に努めることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成14年度／財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	滞留商品の取扱等について（高松市スポーツ協会）	
意 見 の 内 容	往査した施設のうち、長期にわたって販売実績のない商品（使い捨てカメラ等）を保有している施設があった。商品販売については、利用者のニーズ等を考慮したうえで各施設で取扱うべき商品の内容又は商品販売の要否を検討することが必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P93	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/houkatsu2002.gai-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、平成18年度から、指定管理者において、利用者のニーズ等を考慮した上で、取扱う商品や販売の要否を検討し、各種競技に必要なコート用ラインテープの仕入れ販売や、温水プールにおける水泳帽子、ゴーグル、水着等の受託販売を行っており、滞留在庫となるような商品は取扱っていない。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成14年度／財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	外郭団体の統廃合等による歳出削減について（高松市スポーツ協会）	
意 見 の 内 容	高松市が25%以上を出資又は出捐している財政的援助団体等、すなわち外郭団体は、平成14年12月31日現在17団体であり、市はそれらに対して出資、出捐だけでなく、毎年多額の補助金や委託料を支出している。 今回の監査では、市民ニーズの変化や民間との競合等により利用率が低下傾向の施設や高松市の管理監督が十分とはいえない外郭団体も見られた。また、高松市では、市税減少により財政状況が益々厳しくなっており、外郭団体の見直しによる統廃合等での歳出削減が急務であると言える。 なお、具体的な見直しに当たっては、次の点に配慮することが必要と考える。 ① 業務の必要性の程度 ② 公益性の程度 ③ 自立性指向 ④ 受益者負担の適正化 ⑤ 役員・職員の適正配置 ⑥ 民間との競合 ⑦ NPOやボランティアの活用	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P94	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/houkatsu2002.gai-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、当団体が本市スポーツ施設の管理運営を目的として設立され、その適正な管理運営実績や公共性の高い事業実績が認められることなどにより、平成18年度から指定管理者制度を導入し、当制度への移行による人件費の削減をはじめ、非常勤嘱託職員、臨時職員等を活用し、施設ごとに弾力的な職員数の配置や見直しを行うなど、歳出削減に努めることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成20年度／公の施設の指定管理者制度について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	経営改善のモニタリングの強化について（高松市スポーツ協会）	
意 見 の 内 容	【外郭団体改革という視点から】指定管理料が民間相場と比較して、適正価格であるか否か判別できない状態にある。 また、外郭団体改革の流れと逆行し、その組織規模はさらに拡大する方向にある。市は経営改善についてのモニタリングをさらに強化していかなければならないことになっている。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P63	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2008225-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、平成18年度の指定管理者制度導入時から継続してモニタリングを実施し、管理に係る経費の縮減等についても評価を実施している。 なお、指定管理者である高松市スポーツ協会においては、人件費をはじめとする歳出削減に努めるなど、経営改善に取り組んでいるところである。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成21年度／出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	収入印紙は、決算時に残高を把握し、貸借対照表に計上すべきもの（高松市シルバー人材センター）	
指 摘 の 内 容	収入印紙について棚卸がされていなかった。決算時に残高を把握し、貸借対照表に計上すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P101	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2009219-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成22年度から、高松市シルバー人材センターにおいて、管理簿を作成し、常にその残高を把握している。 また、財務処理についても、当該管理簿に基づき、適正に行っている。 なお、収入印紙は、毎年おおむね一定量を購入し、経常的に消費しているため、重要性の原則に基づき、買入れ時に費用処理を行っていることから、資産計上の必要がないとの結論に至った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成21年度／出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	車両運搬具の必要台数の検討について（高松市シルバー人材センター）	
意 見 の 内 容	車両運搬具について、減価償却が進み帳簿価額は小さいが、保有台数が多いと、毎年発生する税金等の維持費用が大きいものがあると考えられる。稼働の状況を鑑み、所有するかレンタルにすべきかをも含め、必要台数はどのくらいであるのか検討すべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P93、103	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2009219-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見については、高松市シルバー人材センターの主要事業である剪定や除草作業に必要な多種多様な機器・道具類（脚立や自走式草刈機等）は普通車には積載できず、また、剪定クズや草の処分のための運搬に関しても、トラックタイプの車両が必要である。 なお、車両等は会員が準備するものであるが、トラックタイプの車両を会員が用意することは困難であり、高松市シルバー人材センターの運営にも支障をきたすこととなる。 現在保有している車両台数は23台であり、そのうち、剪定・除草に関して使用できる台数は、事務局職員の業務目的及び特殊な固定業務に使用する台数を除くと13台であり、さらに繁忙期には、レンタカーを借りて運用していることから、必要台数を充足してはいないが、現状台数が適当な水準であるとの結論に至った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	対象人員や事業報告書を検証するとともに、要件を満たしていないクラブへの助成には別途手続をすべきもの（老人クラブ助成）	
指 摘 の 内 容	・事業実施報告は、地区ごとの事業内容と、対象人員の総数が記載されているが、新塩屋町地区の10クラブのうち、8クラブは会員数が全て50名であり、信ぴょう性が低い。人数に基づき支出される助成金であるため、人数の確認は重要であり、また、49名と50名の間で年額が6千円増加する。 ・事業報告書を閲覧すると、繰越金の金額がゼロのクラブも相当数あるほか、繰越金について実際金額と思われるメモ書きがあるものもあり、報告書の信ぴょう性に疑義のあるものが散見される。ほとんどのクラブが、10万円前後の年間予算であり、また支出内容にきわめて不当なものはないにしても、助成金により運営されるクラブとしては不適當な状況といえる。 ・大島には2クラブの老人クラブがある。うち1クラブは会員数が30名未満であるが、年額6万円の助成金が継続して支払われている。 大島のクラブ会員は、ハンセン病関連施設の入所者が多く含まれており、継続して特別な対応が行われている。金額も多額ではなく、クラブ活動は活発でクラブ運営費に対する助成額のウエイトも低いが、別途手続が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P22	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成24年4月1日から、高松市老人クラブ等補助金交付要綱を施行し、補助対象団体を明確にするとともに、補助金の額（年額）を、1団体の会員数（30人以上）によって4段階に分けて交付することで、適正に事務処理を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	詳細な実施報告書の提出を求め、実施内容に基づき精算すべきもの（敬老の日行事）	
指 摘 の 内 容	事業実施報告は、地区ごとの事業内容と、対象人員の総数が記載されているが、実際の事業についての具体的な報告が添付されていない。 さらに、計画書と実施報告書の事業一覧が異なる地区がある。出席者数と、欠席者に対する記念品等の交付の有無、その内容を記載する必要があるのではないか。 また、施設入所者に対して、平成22年度はバスタオルを配布しているが、タオルを選択した理由や、施設入所者への配布方法、結果について記載されていない。 委託事業は人数を基礎として計算されており、各地区の参加人数、さらに各地区での収支報告書というより詳細な実施報告書が必要である。現状では、実施内容に基づき精算されたといえる状況にはない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P25	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る敬老の日行事については、平成26年度から、老人福祉法の定める敬老の趣旨を十分に踏まえ、それぞれの地域の特色を生かしながら、工夫を凝らして地域全体で実施できるよう、地域コミュニティ協議会が行う地域まちづくり交付金事業へ移行した。 そのため、地域まちづくり交付金事業で敬老会事業等を実施した場合は、実績報告書とともに、事業報告書、収支決算書、監査報告書により実施内容等を確認することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	生活保護世帯に対する事業の在り方を検討すべきもの（軽度生活援助事業）	
指 摘 の 内 容	シルバー人材センターで集金されるため、公的性格の団体とはいえ、生活保護データが外部に流出することになる。医療など、生活保護制度の枠組みから必要とされる場合ではないため、不適當である。また、当サービスは、介護の枠外として実施されているものであり、必要な経費は生活保護世帯でも、総合的な扶助費の中に含まれていると考えるべきであり、生活保護世帯に対して無料にすること自体がそもそも不適當であると考えべきものである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P34	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る生活保護世帯のデータの外部提供については、平成24年8月1日付けで「高松市軽度生活援助事業実施要綱」を一部改正し、個人情報保護条例に基づき、申請時において本人同意を確認できる申請書様式とした。 また、生活保護世帯が無料で本事業を利用できる点について、本事業は総合的な扶助はなく、支援を必要とする高齢者へのサービス提供であるため、当面の間、現在の制度を維持することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	税情報を適正に取り扱うべきもの（在宅福祉サービス助成事業）	
指 摘 の 内 容	市が、市民税課税非課税情報を社会福祉法人に提供することの妥当性は疑問である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P44	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る在宅福祉サービス助成事業は、平成28年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	生活保護世帯に対する事業の在り方を検討すべきもの（高齢者生きがいデイサービス事業）	
指 摘 の 内 容	各施設を運営する社会福祉法人等で集金されるため、生活保護データが外部に流出することになる。市では、介護サービスの費用負担と同様の処理を行っているものであるが、法である介護保険、生活保護制度の枠組みから必要とされるものではなく、高松市では条例化もされず、要綱により運用されている制度であり、不適当と考えるべきであろう。 また、当サービスは、介護の枠外として実施されているものであり、必要な経費は生活保護世帯でも、総合的な扶助費の中に含まれていると考えるべきであり、生活保護世帯に対して無料にすること自体がそもそも不適当であると考えられるべきものである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P46	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る高齢者生きがいデイサービス事業は、平成29年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	入湯券の配布数に基づく現物管理と回収時の照合確認をすべきもの（温泉無料入湯券交付事業）	
指 摘 の 内 容	入湯券の在庫数について、配布数に基づく現物管理が行われていない。毎月の配布の報告は行われているので、送付数から配布数を引いた数が在庫として残っていることを確認することを手続として定め、その報告も含めた月次報告を入手することが望まれる。 また、年度末の回収時には、担当部署により、回収された未使用入湯券綴りと配布数との照合を行うこともルール化し、照合結果を記録する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P59	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る温泉無料入湯券交付事業は、平成25年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	身体条件と介護状況の証明方法の見直しと偽りによる申請に対する罰則を設けることを検討すべきもの（在宅寝たきり高齢者・認知症高齢者介護見舞金）	
指 摘 の 内 容	医師には、申請者が在宅で、当該高齢者と同居し、常時介護していることを証明できるのであろうか。また、民生委員であれば、見回りは可能であるが、身体条件等に対する判断はやや専門性に欠け、さらに実際には、介護者が常時介護している状況が6月以上継続していることを証明できるだけ訪問することも、民生委員の業務量を考えるとかなり困難であると思われる。 この施策を要綱に規定する通り実施することは、入口からして困難性を伴う制度であるが、少なくとも、身体条件と介護状況の両方に関して証明を受ける方法への変換が望まれる。また、偽りによる申請に対する罰則を設けることが必要と思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P64	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成24年4月1日付けで「高松市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給要綱」を一部改正し、本事業の申請書に、民生委員、介護支援専門員、地域包括支援センター職員、老人介護支援センター職員による証明欄を設け、在宅での介護状況の確認をすることとした。 また、身体要件については、介護度により判断することとし、要介護4、5の要介護高齢者を対象とする見直しを行った。 なお、虚偽、その他不正な手段により見舞金の支給を受けたことが判明した場合は、返還を命ずることを要綱で規定し、住民基本台帳や介護保険認定状況、各種サービスの利用状況を都度確認し、適正な支給を実施することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	緊急通報の実効性を保つため、身体状況や連絡先などの変化を定期的を確認すべきもの（高齢者緊急通報装置の貸与事業）	
指 摘 の 内 容	申請後、旧3町の一部以外では、利用者に継続的な費用負担が発生しないこともあり、不要となった場合の連絡は必ずしも行われない。また、委託部分以外では、定期的な確認も行われないため、利用状況の変更に十分に対応できない。 緊急通報が実効性を保つためには、身体状況や連絡先などの変化を定期的を確認することが必要であるが、現状では申請時と、点検時の業者による確認にとどまっている。この点、施策の目的とは反する運営状況になっている。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P69	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る高齢者緊急通報装置の貸与事業は、平成29年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	委託契約書を作成し、収支報告を受けるべきもの（老人いこいの家）	
指 摘 の 内 容	委託契約書が保管されていない。毎月の使用状況報告書は提出されているが、収支報告書は入手していない。水道光熱費なども利用者負担としているため、何らかの集金及び支払いは行われていると思われる。少額であることは推測できるが、設置者は市であり、収支の状況についても報告を受ける必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P79	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成25年4月1日付けで「高松市老人いこいの家管理規程」を一部改正し、老人いこいの家管理運営収支状況報告書の提出を求めるよう改めた。 なお、令和2年度から、管理内容等を対外的にも明らかにするという観点から、各地区老人いこいの家運営委員会と委託契約を締結することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	対象者や施設などの意見を聞き、その在り方の検討を行うことについて（敬老の日行事）	
意 見 の 内 容	事業内容に、著しく不適当と思われるものはなかったが、式典に演芸やアトラクションを加えるものも多く、慣習的な開催になっている。 対象者のアンケートなども添付されていない。実施されているかも不明である。 出席者、欠席者、施設などの意見を聴き、そのあり方を考える時期にあるのではないか。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P25	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る敬老の日行事については、平成26年度から、老人福祉法の定める敬老の趣旨を十分に踏まえ、それぞれの地域の特色を生かしながら、工夫を凝らして地域全体で実施できるよう、地域コミュニティ協議会が行う地域まちづくり交付金事業へ移行した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	計画書を検証し、その結果を記録すること、ルール化することについて（敬老の日行事）	
意 見 の 内 容	計画時点で、75歳以上を対象としておらず、記念品等の交付も記載されていない。実際には、式典参加者以外は記念品を訪問配布しているとのことである。計画入手時に不適當と思われる記載を確認しているので、その旨記載すること、また、それをルール化することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P26	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る敬老の日行事については、平成26年度から、老人福祉法の定める敬老の趣旨を十分に踏まえ、それぞれの地域の特色を生かしながら、工夫を凝らして地域全体で実施できるよう、地域コミュニティ協議会が行う地域まちづくり交付金事業へ移行した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	敬老祝金の預かり印と領収書の回収管理について	
意 見 の 内 容	各支所や地区から個々の民生委員に渡す際には、預かり印などはとっていない。 民生委員ごとに金額と件数を記入したリスト（一覧表）を支所・地域ごとに作成、配布し、民生委員に渡す際に印をもらうことが望まれる。 また、領収書の回収管理も同様に行うことが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P29	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る敬老祝金支給事業は、令和元年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	受取辞退者への対応について（敬老祝金）	
意 見 の 内 容	生活に困っていないので、市の財政を考えると受け取らない、という高齢者に対して、趣旨を丁寧に説明して受け取ってもらった、とのことである。 そもそも現金で支給するために、紛失リスクが高く、支給手数料のかかる事業となっているうえに、手渡しできなかった場合にも、受けとってもらうための手数料がかかっている。 お祝金であるため、なるべく届けたい、という市の気持ちもわかるが、無理にまで受け取ってもらうこともないのではないだろうか。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 29、30	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る敬老祝金支給事業は、令和元年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	訪問対象世帯の選定について（敬老祝金）	
意 見 の 内 容	現状では、市税等の滞納など、問題のある市民の世帯にも訪問が行われる可能性がある。少なくとも、長期にわたる滞納者等がないことを確認する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P31	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る敬老祝金支給事業は、令和元年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	事業実施に当たってのクレームの整理、記録について（軽度生活援助事業）	
意 見 の 内 容	事業実施に当たってのクレームについて整理していない。市に直接寄せられたクレームについては、管理簿を作成し、顛末まで記載することが望ましい。 また、シルバー人材センターに寄せられたクレームについては、その事実と対応についての報告を求める必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P34	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見については、平成29年3月から、市に寄せられたクレーム及びシルバー人材センターに寄せられたクレームについては、福祉情報システムに入力又は電子ファイルにより保管し、内容についての情報共有を行い、適正な事務処理を図ることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.31

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	対象者の選定や配食実績の確認について（在宅福祉サービス助成事業）	
意 見 の 内 容	社会福祉協議会の審査内容、配食実績について、具体的な審査は行っていない。抽出によってでも、対象の選定が要綱に従っていること、配食の集計が実績に基づき行われていることを確認することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P44	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る在宅福祉サービス助成事業は、平成28年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.32

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	施設負担金の設定や実施状況の確認について（高齢者生きがいデイサービス事業）	
意 見 の 内 容	申請は、利用希望者が利用したい施設を通じて行われる。施設は、各地区に1を目安として選定されているが、すべてのデイサービスを実施する施設が委託先になっているわけではない。 介護サービスの枠組みを利用した事業ではあるが、施設の負担675円は、実質的には値引きサービスを求めるものともいえ、市の行う事業として適当な設定か疑問である。少なくとも、当事業に関する収支計算を求め、数値面から実施状況を確認することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P47	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る高齢者生きがいデイサービス事業は、平成29年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.33

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	利用実績の照合について（高齢者生きがいデイサービス事業）	
意 見 の 内 容	各施設から送られる利用実績は、登録情報と照合され、換算されているが、利用日の判取簿などは入手していないので、実際に利用した実績とは照合ができない。 施設が利用実績を誤って集計したり、虚偽の記載をすることも可能な状況となっている。 とはいえ、すべての利用実績を入手し、照合することも経済性の点から合理的とは思えないが、抽出ででも実績照合を行うことが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P47	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る高齢者生きがいデイサービス事業は、平成29年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.34

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	支給停止に伴う返還請求について（紙おむつ支給）	
意 見 の 内 容	現在は、遡って返還を求めておらず、またそれが可能となるような調査体制もない。 しかし、無駄に市費を使った給付を受け、通知もしない状況で放置されることは妥当ではなく、他の要件に該当しない親族に利用するなど悪質なケースも想定されないわけではない。厳しい対応が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P53	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見については、平成29年度から、2か月ごとに紙おむつ等を支給する際に、福祉情報システム等と照合し、転出・死亡などの要件を確認し、該当しない場合は支給停止することとした。 また、年度ごとに、申請書の提出を求めることにより、現状確認も行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.35

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	助成券の払出数量の照合と廃棄の際の承認について（高齢者福祉タクシー助成事業）	
意 見 の 内 容	申請書の最終番号と残りの番号は照合可能であるが、その日に何件の申請を受け付けたか、という合計と払出数量の照合表を作成し、動きのある日には照合することが望まれる。 最終未使用であったものはシュレッダーしているとのことである。利用券には、年度が記載されているため、次年度での使用はできないのが原則であるが、一応金券であるため、廃棄の際には、廃棄文書を作成し、承認を受けることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P57	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見については、申請書の内容を福祉情報システムでチェックし、助成券番号の重複の有無及び交付件数とシステム登録の内容を確認するとともに、助成券の廃棄について、平成28年度分から、決裁処理により承認を受けている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.36

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	対象者以外の入湯券の利用について（温泉無料入湯券交付事業）	
意 見 の 内 容	タクシー利用券と異なり、利用者名が記載されないため、例えば親戚が来た時に、券を渡し、使用させることもできる。少なくとも、券の綴りを丸ごと持ってこなければ利用できないこととするなどの歯止めは必要と思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P60	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る温泉無料入湯券交付事業は、平成25年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.37

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	身体要件の見直しについて（在宅寝たきり高齢者・認知症高齢者介護見舞金）	
意 見 の 内 容	在宅の「寝たきり高齢者等」と認められる身体要件の項目は、同じランクでも内容がまちまちであり、見直しが必要であるように思われる。あるいは、制度独自で審査を行わず、介護度により判断すること考えられる。なお、市では介護による判断を平成24年度より実施予定とのことである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P63	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見については、平成24年4月1日付けで「高松市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給要綱」を一部改正し、身体要件については、介護度に基づき判断することとし、要介護4、5の要介護高齢者を対象とする見直しを図った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.38

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	不正な受給もあることを前提とした運営体制作りについて（在宅寝たきり高齢者・認知症高齢者介護見舞金）	
意 見 の 内 容	悪質なものがないか、民生委員に状況を再確認してもらうなどして毎年確認すること、可能であれば、介護給付など、他の制度の利用との重複チェックの仕組みを作ることなどで不正な受給もあることを前提とした運営体制作りが必要である。 また、悪意による虚偽の受給に対しては、詐欺による告発まで想定した対応体制をとること、の2点については当制度を続ける場合の絶対条件と思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P66	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見については、平成24年4月1日付けで「高松市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給要綱」を一部改正し、当該見舞金を受給している期間中は、民生委員、介護支援専門員等の証明を添えて、年度ごとに申請書の提出を求め、現状確認を行うことで、適正に事務処理を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.39

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	高齢者に対する情報網構築に合わせて事業内容を検討することについて（高齢者緊急通報装置の貸与事業）	
意 見 の 内 容	経済性を考えると、継続的な状況把握は困難である。災害弱者でもある当施策の対象について、どのような情報網の構築をするべきなのか、より大きな視点で施策を構築し、それに合わせた事業内容を検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P69	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る高齢者緊急通報装置の貸与事業は、平成29年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.40

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	消防への通報記録や顛末について月次報告を入手することについて（高齢者緊急通報装置の貸与事業）	
意 見 の 内 容	民間委託事業以外では、消防への通報記録や顛末について、定期的な報告書は作成されていない。消防通報記録及び顛末は消防業務として作成されているため、当事業に関するものを別途まとめることは可能であると思われるが、消防での事務手数が必要となる。制度の趣旨を考えれば、担当部署での記録の入手は必要であり、消防への依頼による月次報告の入手が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P69	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る高齢者緊急通報装置の貸与事業は、平成29年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.41

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	敬老祝金の廃止の検討について	
意 見 の 内 容	母子家庭児等福祉金の制度は平成23年度の高松市事業仕分けにより、廃止と判定されている。市はこれを受けて検討するのであるが、この福祉金の条例は他に障害者、高齢者を対象とする同様の福祉金もある。 所得の低い層に限定された母子家庭への福祉金について廃止を検討するのであるから、他の給付金についても、同様に再検討を行う必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P228	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件意見に係る敬老祝金支給事業は、令和元年度末をもって終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.42

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松第一高等学校PTA）	
意 見 の 内 容	預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、292	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件意見については、支払案件ごとに支出先が異なるため、合計金額で出金した場合、個々の支払先に応じた金種で出金することになり、それに伴う両替手数料が発生することから、現行どおりの運用とすることにした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.43

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松第一高等学校PTA）	
意 見 の 内 容	一定金額以上の支払いは、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。 イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、145、292	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件意見については、コスト削減の観点から、手数料の発生する振込払いは導入せず、現行どおりとすることとした。 また、管理部署以外の場所で支払いをすることはないため、仮払制度は導入しないこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.44

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松第一高等学校PTA）	
意 見 の 内 容	現金の支出から、会の精算までの日数は、著しくかい離しないことを原則とすることが望まれる。 また、会員等が立替払いを行う場合には、使途・支払者（立替者）を記入のうえ、会計担当者が予算費目等を記入し、精算する様式の使用を原則とするべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P145、292	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件意見については、立替払を行う場合は、従来から、「経費執行並びに支出伺」を使用しており、今後も引き続き適正な事務処理を行うものとする。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.45

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松第一高等学校PTA）	
意 見 の 内 容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名⑩等で配布するか取扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、292	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件意見については、平成28年度から、会計監査時に署名印影の取扱いについて確認を行い、署名押印された監査結果報告書の写しを配布することについて、了承を得ることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.46

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	見積合せについて、伝票と対応が容易にできるナンバリングの実施について (高松第一高等学校PTA)	
意 見 の 内 容	PTAは、比較的予算規模も大きく、事務処理量も多い。見積合せは原則として行われ、別途ファイルされているが、伝票と対応が容易にできるナンバリングの実施が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P292	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件意見については、支出書類の関連が分かるように、支出何いと見積書類はセットにして保管しているため、ナンバリングは実施せず、現行どおりとすることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.47

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	ループしおのえの地元利用促進策検討について	
意 見 の 内 容	指定管理者が様々な誘客努力を行っていることについては一定の評価ができるものの、利用率が低く、利用者1人当たりの行政コストは2,360円と相当高い水準にある。同施設建設の趣旨なども踏まえ、地元利用の促進に関して、割引料金の設定などのより柔軟な対応策を検討していく必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P93	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、公平な利用料負担確保の観点から、地元に限った割引料金は設定していないが、指定管理者による近隣へのチラシ配布や新聞広告の掲載、イベントの開催等、市民全体の利用促進を図る取組が継続的に行われており、令和元年度の利用者数は、年間4万9千人、1日平均で163人（平成24年度は4万人／年、123人／日）に増加するなど、施設利用の促進を図っているところである。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.48

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	重要性分類Ⅰに該当する情報資産であるが、暗号化等を施して管理が行われていないことについて	
指 摘 の 内 容	重要性分類Ⅰに該当する情報資産であるが、暗号化等を施して管理が行われていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P95	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成31年4月1日付けで改正された「情報セキュリティ対策基準」に基づき、同年4月から、福祉総合システムの重要性分類Ⅰに該当する資産は、耐火、耐熱等の措置を講じた施設できる場所で保管するとともに、特に重要と思われるパスワード情報は、システム内で暗号化を施すなど、適切な管理を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.49

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報資産外部持出管理簿（様式第2－2号）が作成されておらず、代替できる記録等もされていないことについて	
指 摘 の 内 容	情報資産外部持出管理簿（様式第2－2号）は作成されていない。また、代替できる記録等もされていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P96	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月1日付け「高松市情報セキュリティ対策基準」の改正により、情報資産外部持出管理簿の作成の必要はなくなった。 なお、29年度から、同基準により、重要性分類Ⅰ及びⅡの情報資産を電子メール等により送信又は外部に提供する場合は、情報資産送信・提供・運搬許可申請書（様式第2号）を用い、情報セキュリティ管理者に許可を得ることとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.50

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、すべての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて	
指 摘 の 内 容	情報セキュリティ管理者は、すべての職員に対して継続的に教育を行っていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P97	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月から、情報セキュリティ管理者が、朝礼や係長会を通じて、職員に対し研修への参加や情報セキュリティの遵守について、継続的に教育を実施することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.51

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて	
指 摘 の 内 容	情報セキュリティ管理者は、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P97	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月1日付け「高松市情報セキュリティ対策基準」の改正により、情報セキュリティ報告書の提出の必要性がなくなった。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.52

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	システムからプリンター出力された紙面帳票等に関して、プリンターに多量の帳票が出力された状態のままとなっており、出力後適時に回収していないことについて	
指 摘 の 内 容	システムからプリンター出力された紙面帳票等に関して、プリンターに多量の帳票が出力された状態のままとなっており、出力後適時に回収していない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P99	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和3年度から、プリンターに残っている帳票を一時保管するためのトレイをプリンター脇に備え、終業時までトレイに残っている帳票は、シュレッダーにより即日処分することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.53

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていないことについて	
指 摘 の 内 容	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P100	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月18日
所 管 課 等	健康福祉局 長寿福祉課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和3年度から、各種操作・接続記録等が適正に行われているか、年1回定期的に確認することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.54

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	多言語表示の表記程度や方法等及び多言語対応に関する担当部署等の体制の構築を検討することについて	
意 見 の 内 容	多言語表示について、どの施設についてどの程度多言語表記するのか、どのような方法によるのか、インバウンドによる地域振興等の観点からは、デザイン等ある程度統一性を持たせるのか等についても、検討することが望まれる。 それにあたっては、多言語対応に関する担当部署を定めるかプロジェクトチームを置くなどの方法について、検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P35	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月31日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課都市交流室
措 置 結 果	本件意見については、外国人対応を円滑に行うための庁内横断的な組織として、令和4年2月1日付けで「外国人対応に係る庁内連絡会議」を設置し、2月28日には第1回目の会議を開催した。 今後、庁内連絡会議の中で、多言語表示の方法等について検討することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.55

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	教育・福祉などの行政施策の組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて	
意 見 の 内 容	外国籍の住民への教育・福祉などの行政施策を、共通して対応できる組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて、検討することが望まれる。 それにあたっては、在留資格に影響する可能性のある事項がないか、についても同時に検討することとし、必要に応じ地方出入国在留管理局とも情報交換することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P51	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月22日
所 管 課 等	財政局 納税課
措 置 結 果	本件意見については、令和4年2月に創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課都市交流室が中心となり、外国人対応を円滑に行うための庁内横断的な組織として、「外国人対応に係る庁内連絡会議」が設置・開催された。 今後、関係所属間で共通して対応すべきものについては、同連絡会議で検討することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.56

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和２年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	計画とのかい離の理由を明確にし、実現可能な計画を策定することについて	
意 見 の 内 容	経営健全化計画年度終了前ではあるが、計画とのかい離の理由を明確にし、問題点の解決の可能性を検討したうえで、実現可能な計画を策定することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P46	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/syuseihoukatsu20210125.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月28日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局経営企画課
措 置 結 果	本件意見に係る実績が第3次経営健全化計画とかい離した理由については、みんなの病院において、医業収益が目標どおり増加した一方で、患者数の増加に伴い、薬品費や診療材料費などの医業費用も大きく増加したほか、みんなの病院開院に伴い新たに購入した医療器械に係る減価償却費が、想定を大きく上回ったことなどが影響したものである。また、塩江分院においては、地区住民の減少や入院患者の介護施設への入所などにより、患者数が減少したことが影響した。 これらの状況を踏まえ、第3次経営健全化計画期間における実績等や委託先の病院経営コンサルタントからの助言を反映することにより、実現可能かつ病院事業が将来にわたって持続可能となるような「第4次高松市病院事業経営健全化計画」を令和4年2月に策定した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.57

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	女木及び男木診療所の運営方法の検討について	
意 見 の 内 容	現在、市職員により、週4日間開設している女木及び男木診療所における運営方法及び開設日数等について、検討が必要な状況であると思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P52	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/syuseihoukatsu20210125.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月24日
所 管 課 等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措 置 結 果	本件意見については、国民健康保険診療所への通院困難者が増加していることなどに対する地元からの要望や、将来的に医師の確保が困難になること等を踏まえ、令和3年12月から女木・男木診療所において午前・午後を交互とする診療時間の見直しを図るとともに、オンライン診療の実証実験を実施した。 その結果、4年度以降においても、引き続き、その運営方法を継続することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.58

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和２年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	小中学校の設備工事に関する適正な情報発信について	
意 見 の 内 容	小中学校の設備工事がいつ実施されるのか、学校に通う児童とその保護者にとっては重要な関心事である。公開している予定が遅延することが決定しているのであれば、それについて、計画が掲載されているホームページに、併せて掲載することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P83	
報 告 書 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/syuseihoukatsu20210125.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年3月30日
所 管 課 等	教育局 総務課学校施設整備室
措 置 結 果	本件意見については、令和4年3月28日から、学校施設長寿命化計画に係る各年度の実施予定案件を同計画が掲載されているホームページに併せて掲載することとした。